

愛媛大学 次世代研究者 挑戦的 研究プログラム

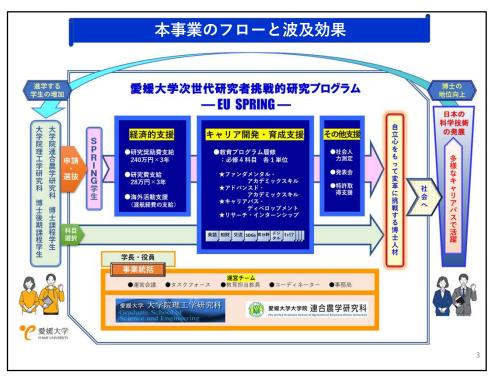
概要説明資料 2025年度版



本事業の目的

- 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う重 要な存在ですが、近年、「博士後期課程に進学すると生活の経済的見通しが 立たない」「修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博 士後期課程への進学者数が減少傾向にあるなど、危機的な状況です。
- JSTの次世代研究者挑戦的研究プログラム(Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation: SPRING) は、博士後期課程学生に対し、自由 で挑戦的な研究に専念するための経済的支援と、キャリア開発・育成コンテ ンツといった教育的支援等を行うことで、多様なキャリアパスで活躍できる 博士人材へと導くことを目的としています。
- ■本学は、このJSTのSPRING事業に申請して採用され、愛媛大学次世代研究者 挑戦的研究プログラム「EU SPRING事業」として実施しています。
- ■対象学生の皆様には、このEU SPRING事業にチャレンジして採用されること で、経済面を心配することなく、研究への専念、自己研鑽、並びにキャリア の熟考を進めてください。そして将来、社会で大いにご活躍いただくことを 期待しています。

EU SPRING 事業統括 理事・副学長 八尋 秀典





経済 的支 援

■研究奨励費(生活費相当)

月額20万円を給付します。 使途に制限はありません。支援期間は最大3年間です。 本学から直接学生に給付します。

■研究費

<u>年額28万円を給付します。</u>

学生の研究活動に使います。支援期間は最大3年間です。 経理は、本学が学生に代わって処理します。

■海外活動支援(推奨)

学生の国際性の涵養のために、短期留学、海外派遣研修、必修科目「リ サーチ・インターンシップ」における海外インターンシップといった海外 活動を推奨し、実施する学生には、渡航費用について支援を行います。

5

キャリア開発・育成支援

■ SPRING学生は下記4科目を必修とし、履修すれば各1単位を付与します。

(連合農学研究科や欠員補充枠の選抜者は、他の科目を履修することもできます。)

C1 ファンダメンタル・アカデミックスキル科目

~英語力の養成~≪1単位≫

ンといった各種演習を通じて

総合的で実践的な英語力 を養成する科目



C2 アドバンスド・アカデミックスキル科目

~研究付帯力の養成~≪1単位≫

究者交流、SDGs・異分野技術・DX関連セミス

等を通じて、研究に付帯 すべき力を養成する科目



C3 キャリアパス・ディベロップメント科目

~キャリア形成力の養成~≪1単位≫

義、本学OBとの交流、進路情報講義 力を養成する科目

C4 リサーチ・インターンシップ科目

〜実社会の体験〜≪1単位≫

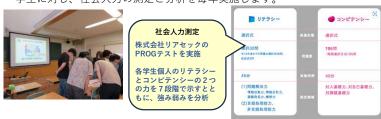
のプロジェクト等に取り組むことで、研究開発の

識する科目

その他支援

■学生の社会人力測定

学生の成長とSPRING事業全体の効果を可視化し、検証するために、全SPRING 学生に対し、社会人力の測定と分析を毎年実施します。



■成果発表会

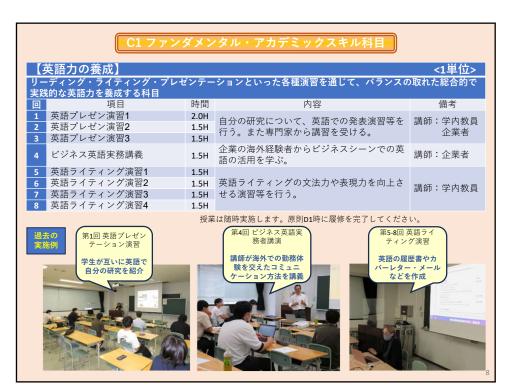
本事業で得られた様々な成果を、発表会という形で還元します。

■特許取得支援

SPRING学生が、支援期間における研究成果に基づいた特許出願を行う場合、その経費の一部を助成します。

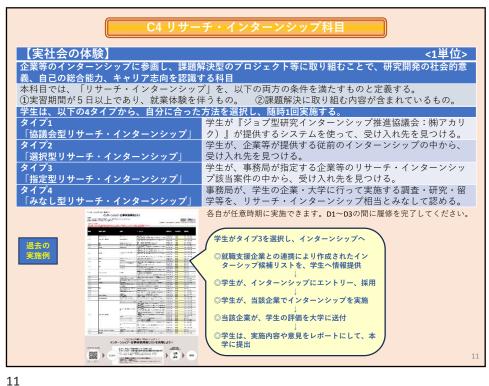
7

7









重要な義務や注意点

■SPRING学生の義務

- (1) 研究計画に基づき研究活動に専念すること
- (2) 本学が指定する科目を履修し単位を修得すること (欠員補充者を除く)
- (3) 指導教員に研究活動の状況を定期的に報告すること
- (4) メンターによる面談を定期的に受けること
- (5) 分野ごとに定められた時期により、学外に向けた研究成果の発表を行うこと
- (6) 研究倫理教育を受講すること
- (7) 研究活動での不正行為等を行わないこと
- (8) SPRING修了後10年間、キャリアの情報提供に協力すること

■税金・保険・年金等納付義務の発生

研究奨励費は、税法上「雑所得」のため、所得税、住民税の課税対象となります ので、各自で毎年確定申告を行って税金を納める必要があります。また、親族に 扶養されている方は、所得が発生することで、扶養を外れて国民健康保険・国民 年金等に加入し、保険料等を納付する必要が生じます。

■授業料免除制度なし

本事業でのSPRING学生への授業料免除はありません。これまで授業料免除を受け られていた方は、所得の発生により、受けられなくなる場合があります。

